**電気柵設置費補助制度**

　市では、イノシシによる農作物等の被害を防止し、農地への侵入を防ぐため、電気柵の設置普及を推進しています。

　予算の範囲内で設置費の一部を補助しますので、補助金の申請から交付を受けるまで適正に事業を進めてください。

* **注意事項**

**交付決定日”前 “に購入した場合は、補助の対象になりません。**

**過去に交付を受けている農地の場合は、５年過ぎていること。**

■補助対象者 農地（田・畑）の所有者及び耕作者。

■補助率又は金額 事業費の２分の１以内（上限１０万円）。２人以上の共同施工は６/１０以内。

■補助金の申請

　　補助金の申請をされる方は、補助金交付申請書（別記様式第１号）を提出してください。

　※注意事項

　　　申請書は、必ず申請者本人が記入してください。なお、他人の農地を借りて耕作している場合も対象地となりますが、事業計画書（様式第1-1）の備考欄に所有者名を記入してください。

■補助金の交付決定

　　申請書の書類審査等を行い、適正と認められる方に交付決定通知書を送付します。

**※注意事項**

**交付決定日前に購入した場合は、補助の対象になりませんので注意してください。**

■電気柵の購入と設置

交付決定日後に、申請書に基づき、電気柵を購入し設置してください。

　※注意事項

　　　購入した電気柵を確認しますので、購入写真、実施状況写真を用意してください。

　　　領収書は、実績報告書に必要ですので、保管願います。

■事業完了

　　事業が完了したら速やかに実績報告書（別記様式第12号）を提出してください。

実績報告書の書類審査等を行ったうえで、交付確定通知書を送付いたします。

　※注意事項

　　　実績報告書は、事業完了後３０日以内に提出してください。

■補助金の支払い

　　交付確定通知書が届きましたら、請求書（別記様式第14号）に口座振込先等を

記入のうえ、農政課農林整備グループ（南那須庁舎）まで提出してください。

　※注意事項

　　　補助金の支払いは、請求書を提出されてから通常４週間程度かかります。

|  |
| --- |
| 〒３２１－０５９５ 那須烏山市大金２４０  那須烏山市 農政課 農林整備グループ  　電話 ０２８７－８８‐７１１７  　FAX ０２８７－８８‐０５７２ |